

## 国土利用計画法第23条第1項に基づく届出（事後届出）に係る半田市事務処理要領

### （目的）

第1条 この要領は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出（以下「事後届出」という。）に係る事務を円滑かつ適正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （届出書等の受理）

第2条 市長は、法第23条第1項の規定に基づく土地売買等届出書（以下「届出書」という。）の提出を受けたときは、その記載事項及び別表に規定する添付図書について「愛知県国土利用計画法届出書等形式審査要領」に準じて審査し、次の各号により処理するものとする。

- （1）届出書及び添付図書（以下「届出書等」という。）の不備・誤り等があるときは、直ちに補正を指示すること。
- （2）適正と認めるときは、届出書を受理すること。
- （3）第1号の規定に基づき、補正を指示したにもかかわらず補正されないときであっても、次号の場合を除き届出書を受理することとし、その後適宜補正を求めることにより対応すること。
- （4）利用目的が記載されない等届出書に重大な支障があるときに限り、届出書を不受理とすること。

### （届出受付簿への記載等）

第3条 市長は、届出書を受理したときは、直ちに土地売買等届出書受付簿（様式第1）に記載するとともに、届出者が希望する場合は、届出書の提出があった日から起算して1週間以内に受理書（様式第2）を交付するものとする。

2 市長は、届出書を不受理としたときは、不受理書（様式第3）を付して返却するものとする。

### （利用目的審査等）

第4条 市長は、届出書を受理したときは、届出に係る土地の利用目的について審査するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて現地調査を行うほか、愛知県の関係機関等と必要な調整を行うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、届出に係る土地の利用目的が法第24条第1項に該当す

ると認めるときは、届出者に対し必要な指導を行うものとする。

3 市長は、前項の指導の結果、届出者から届出の内容を変更する旨の申出があったときは、土地売買等届出変更申出書（様式第4）を提出するよう指導するものとする。

（勧告・助言を行わない場合の通知等）

第5条 市長は、前条第1項の審査の結果、届出に係る土地の利用目的が法第24条第1項又は第27条の2に該当しないものと認めた場合で、届出者から別途申請があるときは、届出者の便宜に供するため、不勧告通知書（様式第5）を交付するものとする。

（助言）

第6条 市長は、第4条第1項の審査の結果、法第27条の2の規定に基づく助言を行うときは、助言書（様式第6）により行うものとする。

2 市長は、届出者から別途申請がある場合において、前項の助言をしたときは、届出者の便宜に供するため、不勧告通知書（様式第7）を交付するものとする。

（愛知県土地利用審査会の意見の聴取）

第7条 市長は、第4条第2項の指導の結果、届出に係る土地の利用目的が法第24条第1項に該当し、勧告の必要があると認めるときは、愛知県と協議の上、「勧告に係る意見について」（様式第8）により愛知県土地利用審査会へ諮問するものとする。

（勧告）

第8条 市長は、法第24条第1項の規定に基づく勧告を行うときは、勧告書（様式第9）により行うものとする。

2 市長は、法第25条の規定に基づく報告をさせるときは、勧告に基づき講じた措置の報告書（様式第10）によるものとする。

（審査期間）

第9条 市長は、第4条から前条までの規定による事務処理について、届出書を受理した日から起算して3週間以内に終了するものとする。ただし、次項により、審査期間を延長した場合は、延長した期間内に終了するものとする。

2 市長は、法第24条第3項の規定により、審査期限を延長する必要があると認めるときは、速やかにその旨を審査期限通知書（様式第11）により届出者に通知するものとする。

（報告事項の検討等）

第10条 市長は、第8条第2項の報告書の提出を受けたときは、勧告に基づき講じた措置の内容について、速やかに必要な検討を行うものとする。

2 市長は、前項の検討の結果、相当と認めたときは、速やかに、「勧告に基づき講じた措置の報告結果について」（様式第12）により報告者に通知するものとする。

（公表）

第11条 市長は、届出者が勧告に従わず、法第26条の規定に基づく公表を行おうとするときは、公表内容について、愛知県と協議の上、愛知県土地利用審査会の了解を得るものとする。

2 前項の公表は、半田市公告書式（様式第13）による公告又はその他の方法によるものとし、併せて公表事例報告書（様式第14）により愛知県及び関係市町村に通知するものとする。

（県への事務処理結果の提出）

第12条 市長は、事後届出に関する事務処理を終了したときは、速やかに、事後届出処理内容書（様式第15）を愛知県に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第3条関係)

土地売買等届出書受付簿

番号	受理年月日	当事者氏名	土地の所在		筆数	届出面積	利用目的	権利の種類 地目	処理区分 年月日	助言内容		報告書受付 年月日	公表年月日	摘要
			地域	区分						内容	内容			
	・	(譲渡人)	市調		筆	千円	所(地・賃・ 他)の移転 (設定)	不 助 告 言	不 助 告 言	/	/	/	/	
	・	(譲受人)	市調 七	街 調 の 他	m <sup>2</sup>		宅・田・畑・ 山林・原野・ 雑・他	不 助 告 言	不 助 告 言	/	/	/	/	
	・	(譲渡人)	市調		筆	千円	所(地・賃・ 他)の移転 (設定)	不 助 告 言	不 助 告 言	/	/	/	/	
	・	(譲受人)	市調 七	街 調 の 他	m <sup>2</sup>		宅・田・畑・ 山林・原野・ 雑・他	不 助 告 言	不 助 告 言	/	/	/	/	
	・	(譲渡人)	市調		筆	千円	所(地・賃・ 他)の移転 (設定)	不 助 告 言	不 助 告 言	/	/	/	/	
	・	(譲受人)	市調 七	街 調 の 他	m <sup>2</sup>		宅・田・畑・ 山林・原野・ 雑・他	不 助 告 言	不 助 告 言	/	/	/	/	
	・	(譲渡人)	市調		筆	千円	所(地・賃・ 他)の移転 (設定)	不 助 告 言	不 助 告 言	/	/	/	/	
	・	(譲受人)	市調 七	街 調 の 他	m <sup>2</sup>		宅・田・畑・ 山林・原野・ 雑・他	不 助 告 言	不 助 告 言	/	/	/	/	
	・	(譲渡人)	市調		筆	千円	所(地・賃・ 他)の移転 (設定)	不 助 告 言	不 助 告 言	/	/	/	/	
	・	(譲受人)	市調 七	街 調 の 他	m <sup>2</sup>		宅・田・畑・ 山林・原野・ 雑・他	不 助 告 言	不 助 告 言	/	/	/	/	

様式第2（第3条関係）

# 受 理 書

年 月 日

様

半田市長 印

年 月 日付けで提出のありました国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定による届出書については、下記のとおり受理しました。

## 記

- 1 受理年月日 年 月 日
- 2 受理番号 第 号
- 3 届出に係る土地の所在及び地番

様式第3（第3条関係）

# 不 受 理 書

年 月 日

様

半田市長 印

年 月 日付けで提出のありました国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定による届出書については、下記の理由により受理できません。

記

（理 由）

様式第4（第4条関係）

## 土地売買等届出変更申出書

年 月 日

半 田 市 長 様

住所  
氏名

年 月 日付けで提出しました国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定に基づく土地売買等届出書（年 月 日 第 号受理）については、下記のとおり変更します。

記

変 更 前	変 更 後

様式第5（第5条関係）

# 不 勧 告 通 知 書

年 月 日

様

半田市長 印

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定に基づき、別添のとおり届出のありました土地売買等の契約については、同法に基づく勧告をしないこととした旨を通知します。

なお、当該土地の利用に当たっては、他の法令等に係る許・認可の申請等をしなければならぬ場合があることを念のため申し添えます。



様式第6（第6条関係）

# 助言書

年 月 日

様

半田市長 印

年 月 日付けで別添のとおり届出のありました土地売買等の契約について、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第27条の2の規定により、下記のとおり助言します。

なお、各個別法による許認可等がない場合もありますことをご承知おきください。

記

（助言内容）

様式第7（第6条関係）

# 不 勧 告 通 知 書

年 月 日

様

半田市長 印

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定に基づき、別添のとおり届出のありました土地売買等の契約については、同法に基づく勧告をしないこととした旨を通知します。

なお、当該土地の利用については、年 月 日付けで同法第27条の2の規定により、下記のとおり助言しました。

記

（助言内容）

様式第8（第7条関係）

年 月 日

愛知県土地利用審査会  
会長 様

半田市長 印

勧告に係る意見について（諮問）

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定による別添（土地に関する権利の移転等）の届出について、同法第24条第1項の規定により、下記のとおり勧告したいので、貴審査会の意見を求めます。

記

- 1 届出人  
（住所）  
（氏名）
- 2 届出の土地の所在地
- 3 勧告の内容
- 4 勧告を必要とする理由

様式第9（第8条関係）

# 勧告書

年 月 日

様

半田市長 印

年 月 日付けで別添のとおり届出のありました土地売買等の契約について、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第24条第1項の規定により、下記のとおり勧告します。

なお、同法第25条の規定により、この勧告に基づき講じた措置を別添「勧告に基づき講じた措置の報告書」により、年 月 日までに報告してください。

記

（勧告内容）

様式第10（第8条関係）

## 勧告に基づき講じた措置の報告書

年 月 日

半 田 市 長 様

住所

氏名

年 月 日付けで勧告のありました土地売買等の契約については、下記のとおり措置しましたので報告します。

記

（勧告に基づき講じた措置）

様式第11（第9条関係）

## 審査期限通知書

年 月 日

様

半田市長 印

年 月 日付けで受理しました別添の土地売買等届出書については、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第24条第3項の規定に基づき、勧告するかどうかを決定する期限を下記の理由により 年 月 日としましたので通知します。

記

（理由）

様式第12（第10条関係）

年 月 日

様

半田市長 印

勧告に基づき講じた措置の報告結果について（通知）

年 月 日付けで報告のありましたこのことについては、内容審査の結果、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第26条の規定による公表はしないこととしたので通知します。

様式第13（第11条関係）

## 半田市公告書式

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定による届出について、同法第24条第1項の規定による勧告に従わないため、次のとおり公表する。

年 月 日

半田市長 印

- 1 勧告に従わない者の住所及び氏名又は名称
- 2 届出に係る土地取引の内容
  - （1）土地の所在
  - （2）面積
  - （3）利用目的
- 3 勧告の内容



様式第14（第11条関係）

## 公表事例報告書

公表者			
公表年月日	年 月 日		
被公表者	(住所) (氏名)		
当該公表事案に係る届出の内容	届出日	年 月 日	
	土地の所在	面積	利用目的
	その他		
勧告の内容	勧告日	年 月 日	
	内容		
公表の事由			
その他			

様式第15 (第12条関係)

### 事後届出処理内容書

市町村	受理番号 (年度) - (番号)	届出件数	受理年月日
半田市	-		

届出者(譲受人)	利用目的 (大区分)	利用目的 (細区分)	処理内容	処理年月日	立入検査

番号	主たる地目 (現況)	用途地域	用途の地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域

※県使用欄 (システム入力チェック)

入力日	担当者